

- 農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の食料・農業・農村基本法の方針性に即した農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、土地改良法等の一部を改正。
- この改正において、主に以下を措置。
 - ① 基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、国・県の発意による事業実施を可能に。
 - ② 基幹から末端までの農業水利施設等について、土地改良区や市町村等の関係者が一体となって保全活動を行うことを明確化する「連携管理保全計画（水土里（みどり）ビジョン）」の仕組みを創設。
 - ③ 農業水利施設等の被害について、事前対策（事故の未然防止）と事後対応（再度災害・類似被害防止）を迅速に着手できるよう、農業者の申請や同意によらない「急施（きゅうせ）の事業」を拡充。

① 基幹的な農業水利施設の計画的な更新

基幹的な農業水利施設（取水施設、大口径パイプラインなど広範囲の受益を有する大規模な施設）の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施も可能**

② 水土里ビジョンの策定

土地改良区は、以下に関する事項について、地域の議論を経て**水土里ビジョン**を策定できることとする

- ① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（**地域の農業生産基盤の保全**）
- ② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化や再編整備等の取組（**土地改良区の運営基盤の強化**）

水土里ビジョンに基づく取組の促進に関する措置

- ① 法制度上の措置
土地改良区の合併手続、情報通信環境整備事業の認可のワンストップ化
- ② 予算上の支援策
水土里ビジョンの策定支援、施設の維持管理、整備補修に係る事業の補助率嵩上げ

④ その他の主な改正

- (1) 改正後の食料・農業・農村基本法の方針性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し
- (2) スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置
 - ① 農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、農地中間管理**機構が所有する農用地も事業の対象に追加**
 - ② 土地改良区が**情報通信基盤の整備を実施**できることとする（**附帯事業の拡充**）
- (3) 土地改良区の理事の構成について、**年齢・性別に配慮する旨の規定**を設ける等、**土地改良区の体制及び運営に関する措置**
- (4) 計画変更等を行う場合に、**受益しなくなった土地を同意徴集の対象外**とする等、**土地改良事業の適正な実施に関する措置**

③ 急施の事業の拡充

(1) 重大事故の予兆段階での未然防止対策

パイプラインのひび割れ、小規模な漏水など、事故の予兆が確認された段階で、事故を未然に防止するための補強

(2) 災害復旧に併せ行う再度災害防止対策

被災したため池の堤体の復旧に併せて未被災の洪水吐きを拡幅するなど、再び災害が発生しても損壊しないための対策

(3) 突発事故との類似被害防止対策

パイプラインの破裂を復旧する場合に、同じ条件下にある近隣のパイプラインも併せて補修するなど、類似被害を防止するための対策

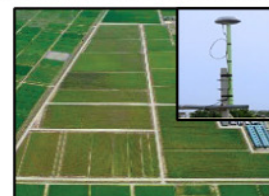
○ため池の堤体復旧と併せ行う
未被災の洪水吐きの拡幅



○突発事故被害の事例（パイプライン）



○ほ場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備



- 農業生産の基盤である農地・農業水利施設を整備・管理する土地改良事業は、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し農業の生産性向上等を図るものである。
- また、農村は生産の場であるとともに生活の場であり、「持続的に発展する農業」と「多様な人が住み続けられる農村」を実現するために、産業政策・地域政策の両視点から事業を実施。
- 更に、近年頻発化・激甚化する自然災害に対し、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化。

土地改良長期計画（令和3～7年度）全体概要

農業・農村が目指すべき姿

○ 人口減少下で持続的に発展する農業

○ 多様な人が住み続けられる農村

政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

【政策目標1】

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

【政策目標2】

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

産業政策
の視点

政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

【政策目標3】

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

地域政策
の視点

農村
協働力

政策課題3：農業・農村の強靱化

両政策を支える視点

【政策目標4】 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

【政策目標5】 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

大規模自然災害への対応

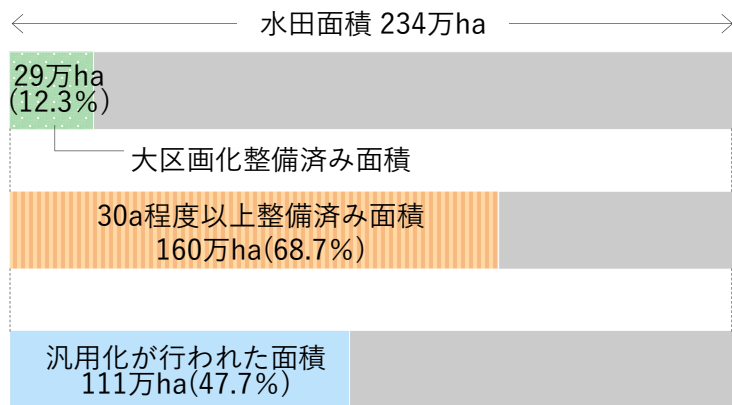
1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項（横断的事項）

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

- 区画が整備された水田は160万ha（68.7%）、畑は129万ha（65.7%）（R5年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2023年にかけて42%から58%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から48%へと増加。
- 基幹的な農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

○水田の整備状況



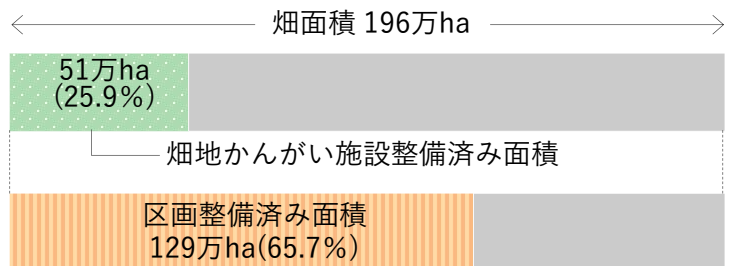
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1)「大区画化整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2)「汎用化が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

3)「水田面積」は令和5(2023)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：「畑面積」は令和5(2023)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2023年（R5）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,763	4,535	58%
貯水池	1,237	104	8%	1,295	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,976	897	45%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,030	2,401	79%
水門等	1,062	535	50%	1,138	862	76%
管理設備	219	159	73%	324	242	75%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	52,073	24,902	48%

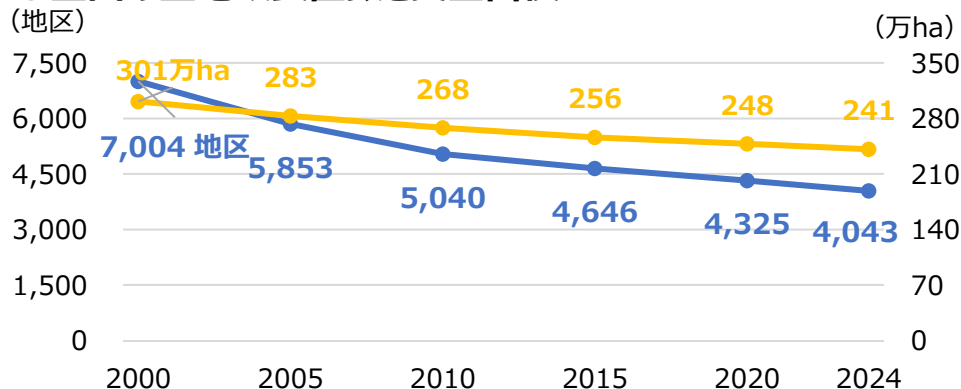
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2023年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」